

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 北陸財務局長

**【提出日】** 2026年6月26日

**【会社名】** 日本製麻株式会社

**【英訳名】** THE NIHON SEIMA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 植杉 泰久

**【本店の所在の場所】** 富山県砺波市下中3番地の3  
本社事務取扱場所  
神戸市中央区海岸通8

**【電話番号】** 神戸(078)332-8251

**【事務連絡者氏名】** 管理本部長 山中 寛志

**【最寄りの連絡場所】** 神戸市中央区海岸通8

**【電話番号】** 神戸(078)332-8251

**【事務連絡者氏名】** 管理本部長 山中 寛志

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本製麻株式会社神戸本部  
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

## 1 【提出理由】

当社は、2026年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額44,058,580円

ロ 効力発生日

2026年6月26日

#### 第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、経営資源の適正化及び経営と執行の分離を目的とする持株会社体制へ移行するため、2026年10月1日を効力発生日として当社の事業の一部を当社100%出資の分割準備会社である日本製麻分割準備株式会社（承継会社）に承継させる吸収分割させる吸収分割に係るものであります。

なお、同日付で、当社は「SEIMAホールディングス株式会社」に、承継会社は「日本製麻株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行に伴う商号及び事業目的の変更など、定款の一部変更を行うものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役4名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、植杉泰久、折本和也、竹下俊弘、中川英之の4氏を選任する。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、保住光良及び松浦稔を選任する。

#### 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、滝川好夫を選任する。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。既存の報酬等の枠とは別枠で、年額85万円以内といたします。

#### 第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。既存の報酬等の枠とは別枠で、年額15万円以内といたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	30,237	177	—	(注)1	可決 99.157
第2号議案 吸収分割契約承認の件	30,189	225	—	(注)2	可決 98.999
第3号議案 定款一部変更の件	30,173	241	—	(注)2	可決 98.947
第4号議案 監査等委員である取締役以外 の取締役4名選任の件				(注)3	
植杉 泰久	30,150	264	—		可決 98.871
折本 和也	30,135	279	—		可決 98.822
竹下 俊弘	30,138	276	—		可決 98.832
中川 英之	30,136	278	—		可決 98.825
第5号議案 監査等委員である 取締役2名選任の件				(注)3	
保住 光良	30,156	258	—		可決 98.891
松浦 稔	30,096	318	—		可決 98.694
第6号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件				(注)3	
滝川 好夫	30,101	313	—		可決 98.711
第7号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)に対する 譲渡制限付株式の付与のた めの報酬決定の件	29,951	463	—	(注)1	可決 98.219
第8号議案 監査等委員である取締役に 対する譲渡制限付株式の付 与のための報酬決定の件	29,925	489	—	(注)1	可決 98.134

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の率であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。